

○山口県立大学学術指導取扱要綱

(平成 28 年 4 月 1 日要綱第 28-1 号)

改正 令和 2 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、山口県立大学（以下「本学」という。）における学術指導の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において「学術指導」とは、会社その他の団体からの委託を受け、本学の職員がその教育、研究及び技術上の専門知識に基づき、期間を定めて有償で指導助言を行い、もって当該会社その他の団体の業務又は活動を支援するものをいう。

(実施要件)

第 3 条 学術指導は、本学の教育研究機能が活用され、本来の教育研究に支障を来すおそれがないと認められるもので、かつ、その成果が地域の諸課題の解決に優れて貢献されると期待できるものでなければならない。

(受入れの条件)

第 4 条 学術指導は、次の各号に掲げる条件のもとに受け入れるものとする。

- (1) 学術指導は、委託者が一方的に中止することはできないこと。
- (2) 本学がやむを得ない理由により学術指導を中止し、又はその期間を延長する場合においても、本学がその責めを負わないこと。
- (3) 学術指導に係る委託料は、所定の期日までに納付すること。
- (4) 原則として学術指導は、本学内において行うこと。
- (5) 学術指導に基づいた甲による商品の販売、役務の提供その他の行為について、一切の保証をしないこと。
- (6) 学術指導の結果生じた発明に係る権利（以下「知的財産権」という。）は原則として本学に帰属すること。
- (7) 委託者に対して前号の知的財産権を有償で利用させ、又はその一部若しくは全部を譲渡することができること。

(学術指導の申込み)

第 5 条 学術指導の申込みをしようとする者は、所定の事項を記載した学術指導申込書（別記第 1 号様式）を山口県立大学地域共生センター長（以下「センター長」という。）に提出するものとする。

(受入れの決定)

第 6 条 センター長は、前条の申込書が提出されたときは、本学の職員で当該学術指導を行おうとする者の所属する所属長から第 3 条に規定する実施要件に適合するかどうか

についての意見を聴いた上で、学術指導として受け入れることが適当であるかどうかを決定し、その旨を学長に報告しなければならない。

- 2 学長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該学術指導を受け入れるかどうかを決定するものとする。
- 3 理事長は、学長が前項の決定をしたときは、その旨を委託者に通知する。

(契約の締結)

第7条 理事長は、前条第3項の規定により、学術指導として受け入れる旨の通知をしたときは、遅滞なく、当該委託者と学術指導の実施に関する契約（以下「学術指導契約」という。）を締結するものとする。

- 2 前項の学術指導契約の締結に当たっては、学術指導契約書（別記第2号様式）を基本とした契約書又は協定書を作成するものとする。
- 3 学術指導に係る委託料の額は、委託者と学術指導担当職員、センター長が協議の上、定めるものとする。

(学術指導の統括)

第8条 センター長は、学術指導を統括し、学術指導の効率的な推進を図るものとする。

(学術指導の中止等)

第9条 センター長は、天災その他やむを得ない理由により学術指導を継続することが困難になったときは、委託者と協議の上、当該学術指導を中止することができるものとする。

- 2 センター長は、依頼者から学術相談について中止又は延長の申し出があった場合は、依頼者と協議の上、これを決定するものとする。
- 3 センター長は、前2項の規定により当該学術指導を中止し、又はその期間の延長を決定した場合は、その旨を依頼者及び学術相談担当職員に文書にて通知し、契約を変更するものとする。

(成果の公表)

第10条 本学又は依頼者が当該学術相談の成果を公表しようとするときは、公表の可否及び公表の内容について、両者で協議して定めるものとする。

(発明の権利の帰属)

第11条 学術指導の結果生じた知的財産権については、職員の職務発明に関する規程（平成元年山口訓令第2号）の規程の例により、当該発明に係る特許を受ける権利を本学が当該職員から承継できるものとする。この場合において、理事長は、当該職員及び委託者と協議の上、当該発明に係る権利の持分を定めるものとする。

- 2 前項の規定は、実用新案権及び実用新案登録を受ける権利並びに意匠権及び意匠登録を受ける権利について準用する。

(秘密の保持)

第12条 学術指導の実施に当たっては、技術上若しくは営業上の情報を受け、又はこれを知り得た者は、その一切の情報に係る秘密の保持に努めなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、学術指導の取扱いに関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第5条関係)

学術指導申込書

[別紙参照]

別記第2号様式(第7条関係)

学術指導契約書

[別紙参照]